

令和5年8月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年8月10日 木曜日 午後3時13分から午後3時39分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (27人)

会 長	15番	江原 宏昭		
農業委員	1番	尾古 礼隆	7番	山下 一郎
	2番	佐伯 守	8番	中川 勝彦
	3番	前田 繁昌	9番	小谷 恵
	4番	石原 文義	11番	入江 栄
	5番	安藤 幹雄	12番	荒松 将志
	6番	矢田 考志	14番	遠藤 幸子

推進委員	1番	小原 啓一	8番	戸野 悦宏
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司

4 欠席委員 (3名) (農委10番 岡田 浩司、農委13番 米澤 誠一、
推委9番 二宮 聖貴)

5 議事録署名委員の決定 (1番 尾古 礼隆、2番 佐伯 守)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	坂 田 真 寛
主 任	西 川 援
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは始めたいと思いますが、会議規則によりまして、会長が会議の議長となります。

それから、会議の開会、閉会は議長のほうが宣言をいたしますので、会長のご挨拶で始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 失礼します。

それでは研修会に引き続きまして、8月の定期の農業委員会の開催に当たりまして、挨拶をさせていただきます。

先ほどもありましたように、非常に暑い時期が続いとる中、皆様には、農地パトロールにご協力いただきまして、本当にありがとうございました。大変な思いをされたと思いますけど、そういうことでございます。

それとですね、先ほどの研修会の中で、農業委員会の在り方、そういうことを、ある程度理解していただけたと思っております。そういうことに関しまして、今後、農業委員会をそういうふうに沿って活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。失礼します。

議長 欠席届が出ておりまして、農業委員の10番委員さん。それから13番委員さん。それから、推進委員の9番委員さんが欠席ということで、規定によりまして今回が成り立つことを宣言します。

続きまして、議事録署名人の決定ですが、いろいろ方法はあるわけですけど、定例によりまして、1番委員さん、2番委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、4番の会務報告の説明を、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局

【会務報告】

- (7月10日) ・定例農業委員会について。
- (7月18日) ・名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- (7月19日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
- (7月20日) ・農業委員会総会、農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議について。
- (7月26日) ・農業委員会サポートシステム操作研修会について。
- (8月7日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。

議長 それでは、先ほど開会宣言ということでは言ってしまいましたが、続きまして5番目の議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を読み上げて説明とさせていただきます。

番号21、〇〇、田1筆、839㎡。売買で、売買価格は全体で※円になります。なお、本件は、譲渡人が申請いただいて、本日までの間にお亡くなりになられています。お亡くなりになられておりますが、農業委員会の審議、審議で許可を得られる場合は許可っていうところについては、そのまま行ってもらって差し支えないことを確認をしております。

本件の申請については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは、ここにつきまして現地の確認をしてもらってますので、農委6番委員さん。

農委6番委員 はい。6番です。今日、午前中に農委7番委員、推委7番委員、事務局とともに現地を確認してまいりました。

〇〇の集落の入り口にある圃場です。確認したんですが、畦畔の草刈りもちゃんとしてありましたし、圃場も耕耘されていまして、特に何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

これについて、何かご質問等ありましたらお願いします。

ないようですので、この意見に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員ってことですのでよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局のほうで説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第7条の規定により審議を求めます。

番号9番、申請内容については2ページに記載のとおりです。

申請者は酪農をされておりまして、乳牛を300頭ほど飼育されています。

その餌となりますと、トウモロコシのほうは年間600トンもの量になりまして、50メートルのチューブバックサイロが3本必要ということで、その設置スペースのため、この度の4条申請を計画されました。

場所につきましては、3ページになります。

◎◎◎◎前の県道を約1.5キロほど上がっていった場所になります。

4ページのほうに分筆計画図を載せておりますし、5ページのほうに利用計画図を付けています。

申請地は農用地区域内農用地でありますけれども、農業施設用地への用途区分変更手続きはなされております。

雨水排水対策ですけれども、碎石メインの粗目の舗装のため、雨水は地下浸透させる計画となっております。

◎◎土地改良区の同意もあり、残高証明、計画面積及び被害防除計画も適切であるため、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題ないと判断しております。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認をしてもらってますので、農委6番委員さん。

農委6番委員 はい。6番です。午前中に、同じように現地確認をしてみました。

●●牧場の隣というところでして、牧草、今は牧草地が刈られた後のような感じになっておりまして、管理もちゃんとされていまして、特に問題ないと判断して帰ってきております。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

この件につきまして、何かご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手のほどよろしく申し上げます。

(全員挙手)

多数ということで、許可されました。

議長 続きまして、議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については、議案に記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

只今、説明ありましたが、これに意見のある方はお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい。

農委7番委員 7番です。

今の説明の中で、解除条件付使用貸借権設定という説明がございましたが、その内容はこういった内容でしょうか。

議長 事務局、説明よろしく申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございます。

解除条件付の貸借ということなんですけれども、本日の研修会資料の農業委員会テキスト2の農地法のほうの12ページに記載がしてあります。

解除条件付貸借の許可要件ということで、全部効率利用要件と地域との調和要件に加え、貸借契約書に解除条件が付されていること。農地を適正に利用し

ていない場合には、それを解除できるというような形の条件が付されているような形で契約を結ぶというところで、解除条件付というところになります。

ちょっと説明の中で、農地所有適格法人というのを言わせていただきまして、こちらであればこの解除条件付というものが不要というところになるんですけども、農地所有適格法人については、同じテキストの9ページのほうをご覧くださいいただければと思いますけれども、一定の条件を満たす会社法人であったり、農事組合法人が農地所有適格法人というような形になります。

よろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

農委7番委員 はい。

議長 ありがとうございます。

その他、ありませんでしょうか。

ないようですので、議案について許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。多数ですので、認可されました。

議長 続きまして、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これについて、何か質問ありましたらお願いします。

ないようですので、許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。多数ですので許可されました。

議長 続きまして、報告事項に行きたいと思います。

14ページから載ってますけど、これは後で見てもらって、審議の対象になりませんので、よろしく申し上げます。

議長 その他につきましてですけど。

今のその他、事務局のほうで何か。

事務局 ありません。

議長 それでは7番のその他のほうで、定例農業委員会の日程について、10日は

日曜日になるもので、規定により9月の8日、金曜日の午後3時から、ここの中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

はい、ありがとうございます。

そうさせていただきます。

何か聞いてみたいとか、何かありましたらどうぞ。

【その他】

- ・農地利用最適化推進委員の議決の挙手について。

議長

その他、ございませんでしょうか。

ないようですので、今日の審議につきましては全部終わりましたので、閉会をしたいと思います。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 尾古 礼隆

議事録署名委員 佐伯 守

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。